

飲酒運転は犯罪です

2005年5月22日、多賀城市内において、多数の高校生が死傷した飲酒事故が発生しました。この事故を契機に「飲酒運転根絶」の機運が高まり、様々な活動や対策が行われたことなどにより、飲酒運転は減少傾向にありますが、昨年（令和7年）宮城県内では、飲酒運転事故が32件発生し、38人の方が負傷しています。

☆ 安全運転管理者を選任している事業所では、死亡事故は無かったものの、通勤中に3件、私生活上で7件の飲酒事故が発生しました。

◇ こんな考えはダメ 「飲酒運転をする人の考え方（思考）」

- ① 飲酒運転による事故のリスクはない
 - ・酔っていない
 - ・飲酒量が少ない
 - ・飲んでから時間が経った
 - ・酔いが覚めた
 - ・事故を起こさない自信がある
- ② 飲酒運転をしても発覚しなければよい
 - ・取締りを受けることはない
- ③ 飲酒運転をしても仕方がない
 - ・他に交通手段がないから
 - ・翌日も車を使うから
 - ・他の交通手段だと面倒だから



飲酒運転による代償は大きい！

○ 取り返しのつかない悲惨な結果

飲酒運転で交通事故を起こした場合

- ・交通刑務所に収監される場合も
- ・多額の賠償金
- ・勤め先を解雇されるなど社会的地位の損失する
- ・家庭が崩壊する場合も

☆ 飲酒運転をした本人以外の家族も不幸になる



◇ 飲酒運転の罰則等

違反種別	罰則		違反点数	行政処分
酒酔い運転		5年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金	35点	免許取消し 欠格期間3年
酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度)	0.25mg以上	3年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金	25点	免許取消し 欠格期間2年
	0.15mg以上 0.25mg未満	同上	13点	免許停止 停止期間90日

※行政処分については、前歴及び累積点数がない場合

飲酒運転！根絶！

運転者はもちろんのこと、車両の提供者や酒類の提供者も同乗者も同じ罪です。

飲酒運転で失う 6つの宝

